

奈良県告示第五百六十九号

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）別表第一の三百四十六の

二の項の知事が定める基準を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号。以下「基準」という。）別表一（い）項中三―一について、等級三であることが表示されていること。

二 次のいずれかに該当すること。

ア 基準別表一（い）項中一―一について、等級二又は等級三であることが表示されていること（評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第五の一の一―一（3）イによる評価の場合を除く。）。

イ 基準別表一（い）項中一―三について、免震建築物であることが表示されていること。

三 次のいずれかに該当すること。ただし、イについては一戸建ての住宅には適用しない。

ア 基準別表一（い）項中四―一について、等級三であることが表示されていること。

イ 基準別表一（い）項中四―二について、等級二又は等級三であることが表示されていること。

四 基準別表一（い）項中五―一について、等級四であることが表示されていること。